

公の施設における上越市教育委員会印等の押印手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年1月24日提出


上越市教育委員会教育長 早川 義裕

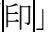
#### 上越市教育委員会規則第5号

公の施設における上越市教育委員会印等の押印手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則

(上越市立学校使用条例施行規則の一部改正)

第1条 上越市立学校使用条例施行規則(昭和46年上越市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「」を削る。

第2号様式中「」を削る。

(上越市白山会館条例施行規則の一部改正)

第2条 上越市白山会館条例施行規則(昭和48年上越市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「」を削る。

(上越市立学校体育施設開放に関する規則の一部改正)

第3条 上越市立学校体育施設開放に関する規則(昭和52年上越市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「」を削る。


(上越市体育施設条例施行規則の一部改正)

第4条 上越市体育施設条例施行規則(昭和54年上越市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「」を削る。

(上越市立図書館条例施行規則の一部改正)

第5条 上越市立図書館条例施行規則(平成6年上越市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「」を削る。

(上越市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部改正)

第6条 上越市埋蔵文化財センター条例施行規則(平成14年上越市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第7条 上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例施行規則(平成16年上越市教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市ユートピアくびき条例施行規則の一部改正)

第8条 上越市ユートピアくびき条例施行規則(平成16年上越市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第4号様式中「印」を削る。

(上越市はとぴあ中郷条例施行規則の一部改正)

第9条 上越市はとぴあ中郷条例施行規則(平成16年上越市教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越清里星のふるさと館条例施行規則の一部改正)

第10条 上越清里星のふるさと館条例施行規則(平成16年上越市教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市地域生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第11条 上越市地域生涯学習センター条例施行規則(平成16年上越市教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市中郷総合体育館条例施行規則の一部改正)

第12条 上越市中郷総合体育館条例施行規則(平成16年上越市教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市片貝縄文資料館条例施行規則の一部改正)

第13条 上越市片貝縄文資料館条例施行規則(平成18年上越市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市教育プラザ条例施行規則の一部改正)

第14条 上越市教育プラザ条例施行規則(平成19年上越市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市立公民館条例施行規則の一部改正)

第15条 上越市立公民館条例施行規則(平成19年上越市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市直江津学びの交流館条例施行規則の一部改正)

第16条 上越市直江津学びの交流館条例施行規則(平成22年上越市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ条例施行規則の一部改正)

第17条 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ条例施行規則(平成29年上越市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(上越市立体操施設条例施行規則の一部改正)

第18条 上越市立体操施設条例施行規則(令和元年上越市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(小林古径記念美術館条例施行規則の一部改正)

第19条 小林古径記念美術館条例施行規則(令和2年上越市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。